

『コア・テキスト民法Ⅱ 物権法 第2版』
2018年相続法改正に関する補遺

新世社

■105 頁 7-38の末尾に以下の一文を追加。

しかし、この点は2018年相続法改正により変更されたことは7-39-1に説明する。

■106 頁 7-39の後に以下の「STEP UP」を追加。

7-39-1 【STEP UP —— 共同相続における権利の承継の対抗要件】

2018年相続法改正（施行は原則として2019年7月1日）は、「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と規定した（899条の2第1項）。物権だけでなく債権にも適用がある。

従前、遺産分割については持分を超える財産を取得した場合には、177条の適用があると考えられ、遺贈も同様であったが、相続させる旨の遺言は登記不要とされていた（☞7-38）。改正の結果、相続させる旨の遺言の場合には、登記をしなければ自己の相続分を超える部分の取得については第三者には対抗できないことになった。

■245 頁 18-1-1 の後に以下の「STEP UP」を追加。

18-1-2 【STEP UP —— 配偶者（終身）居住権】

(1) 配偶者（終身）居住権制度の導入 2018 年相続法改正（施行は原則として 2019 年 7 月 1 日）により導入された制度として、配偶者の暫定的な権利として、従前居住していた建物についての「**配偶者短期居住権**」とは別に、遺産分割により他の相続人に帰属することになった建物について終身の居住権が認められた（1028 条以下）。これを「**配偶者居住権**」という。

たとえば、相続財産が 2000 万円の土地建物と 3000 万円の預金であり、配偶者 A と被相続人 B が別居して生活している場合、A に土地建物と預金 500 万円、B に預金 2500 万円に遺産分割をすると、A の生活資金がなくなってしまう。そのため、土地建物は B の所有としつつ、A に土地建物での終身居住権を付与する形での遺産分割、また、裁判者の遺産分割審判が可能になる。A の終身居住権の価値（余命の長さにより変わるが、たとえば 500 万円 [ただし、譲渡はできない]）、これを差し引いた土地建物の価値（1500 万円）と計算して、A は終身利用権（500 万円）と預金 2000 万円とを、B は土地建物（1500 万円）と預金 1000 万円とを取得するものとすることになる。

(2) 配偶者居住権の成立 配偶者居住権は、遺産分割——協議分割の他、審判でも可能（1029 条）——による他（1028 条 1 号）、遺贈によることも可能である（1028 条 2 項）。審判による場合には、①共同相続人間に配偶者居住権について合意ができる場合の他、②配偶者が家庭裁判所に配偶者居住権の取得を希望することを申し出ており、居住建物の所有者の受ける不利益を考慮しても、なお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認められることが必要である（1029 条）。

(3) 配偶者居住権の権利内容 配偶者居住権は無償であり賃料を支払うことは予定されていないが、通常必要費は配偶者が負担することになっている（1034 条 1 項）。権利の性質は明記されていない。使用貸借ではなく物権（人役権）であると考えべきである。建物の所有者は配偶者居住権の設定登記を備えさせる義務を負い（1031 条 1 項）、605 条及び 605 条の 4 が準用される（同 2 項）。

配偶者居住権は「終身」の権利であるが、これとは異なる合意や遺贈また審判による定めが可能である（1030 条）。配偶者は「居住」の用に供しうるのみであり——他方配偶者の営業を継いで店舗兼住居に居住するのは範囲外——、善管注意義務を負う（1032 条 1 項）。配偶者居住権は一身専属的であり、譲渡できない（同 2 項）。